

带状疱疹予防接種費用一部助成について

带状疱疹予防接種費用の一部を助成します。予防接種法に基づかない任意の予防接種です。
別紙「带状疱疹予防接種について」をよく読み、予防接種による効果や副反応等を十分にご理解いただき、接種の判断をしてください。

1 接種対象者

接種日に観音寺市に住民票があり、**接種日に満50歳以上の人**

【対象外となる人】

- ・過去に公費による带状疱疹予防接種の費用助成を受けたことがある人
(生ワクチンの乳幼児期接種および不活化ワクチンの1回目接種は除く)
- ・高齢者带状疱疹の定期接種対象者

2 接種を受けられる場所

観音寺市・三豊市内の実施医療機関 (同封の実施医療機関一覧をご覧ください)

※観音寺市・三豊市外の医療機関では、助成の対象になりません。

3 ワクチン・接種回数・助成額

以下の2種類のワクチンから**いずれか1つを選択してください。**



ワクチン種類	接種回数	助成額
生ワクチン (ビケン)	1回	4,000円
不活化ワクチン (シングリックス)	2回	10,000円/回 (合計20,000円)

- 不活化ワクチンは、1回目の接種から2か月以上の間隔をおいて、2回目の接種を行います。
- 自己負担額は接種費用から助成額を差し引いた金額です。
接種費用は医療機関ごとに異なりますので、接種する医療機関にご確認ください。
- 接種が出来なかった場合の初診料等は本助成制度の対象外です。

4 助成の受け方

- ①接種するワクチンの種類を決める。(不安・疑問がある場合はかかりつけ医に相談する)
- ②観音寺市健康増進課または各支所に**带状疱疹予防接種助成申請書を提出し、予診票を受け取る。**
(各支所に提出した場合、後日郵送にて予診票を送付します)
- ③各自で接種を希望する医療機関に予約を行う。
- ④予診票に必要事項を記入する。
- ⑤予約した日時に予防接種を受けに行く。
- ⑥**接種費用から助成額を引いた金額**を接種した医療機関に支払う。

5 持ち物

- ☐ 予診票
- ☐ 自己負担金
- ☐ マイナンバーカード等の住所、氏名、年齢を確認できるもの

6 注意事項

- (1)予診票は接種する医師への大切な情報です。責任をもって記入してください。
- (2)予診票は消すことのできない油性ボールペン等の筆記用具で記入してください。
- (3)予防接種の効果や、副反応などについてよく理解し、分からなければ接種を受ける前にかかりつけ医や接種医に相談してください。
- (4)接種当日、体調が普段と変わらないことを確認してください。
- (5)転出等で観音寺市に住民票がない場合は、お持ちの予診票は使用できません。
- (6)ワクチンの種類を変更する場合は、予診票の交換が必要です。健康増進課までご連絡ください。
- (7)他の予防接種との間隔に注意しましょう。接種後、1か月以内に別のワクチンの予防接種を行う場合は、**かかりつけ医等にご相談ください。**
- (8)本助成制度を使って、接種完了した場合は、**基本的に定期接種の対象外となりますので、定期接種の対象者になっても、定期接種のご案内はいたしません。**
- (9)本助成制度が受けられるのは生涯に一度限り、いずれか1つのワクチンです。

【お問い合わせ先】観音寺市健康増進課予防係 ☎0875-23-3927